

飯豊町地域公共交通会議の設置について

地域公共交通会議とは

地域のニーズや課題は多種多様であることから、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適かつ持続可能な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を推進する。（活性化再生法に基づく基本方針(総務省・国交省告示)）

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバスなどの旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置するもの。（飯豊町地域公共交通会議設置要綱 第1条）

主な協議事項

地域公共交通会議においては、地域の実情に応じた乗合運送サービスなどの様態やサービス水準について、具体的な協議を行う。内容を変更する場合においても協議を行うこととなります。

- ・ 運行の様態
- ・ 運賃及び料金
- ・ 運行区域、使用車両などの事業計画
- ・ 運行時刻などの運行計画
- ・ 旅客から収受する対価
- ・ 町が運営する有償運送の必要性など

地域公共交通会議の委員構成について

地域公共交通会議の委員は道路運送法施行規則第4条の二で規定されたメンバーで構成し、主な役割は次のとおり。

構成員	主な役割
飯豊町	地域住民の移動手段確保に対する責任者 地域の公共交通に関する課題への対応と需要の把握
山形県	広域的な視点からの指導 複数市町村の取り組みに対する調整
交通事業者	交通移動サービスの提供者として、知見と経験を生かした企画参画
事業者団体	地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
地域住民・利用者	利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定、運行計画への参画 地域の公共交通を支えるという視点から、交通行動を行う主体として参画
運輸局	地域の公共交通のあり方に関する指導 先行事例など、各地での取り組みの情報を提供
運転者が組織する団体	労働条件及び労働環境からの意見、提言
警察・道路管理者	交通安全、道路管理の視点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導、助言
学識者	地域の合意形成を図る上での助言

法定協議会・地域公共交通会議・地域協議会・運営協議会の比較

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会	地域協議会
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (第6条)	道路運送法施行規則 (第9条の3)	道路運送法施行規則 (第51条の8)	道路運送法施行規則 (第15条の4第2項)
主宰	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県	都道府県
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の作成及び実施に関する必要な事項 ・道路運送法の各種特例(右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合旅客運送の様態(路線定期・不定期、区域) ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項等 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 ※特定非営利活動法人等(申請者)に意見を聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり ・具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成 ※特例は路線の休廃止のみ
対象	多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送	自家用有償旅客運送	特に定めない
構成員	<p>主宰者(市町村又は都道府県)</p> <p>公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者</p> <p>公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者</p> <p>※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある</p>	<p>主宰者(市町村又は都道府県)</p> <p>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</p> <p>住民又は旅客</p> <p>運輸局</p> <p>事業者の運転者組織</p> <p>道路管理者</p> <p>都道府県警察</p> <p>学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者</p>	<p>主宰者(市町村又は都道府県)</p> <p>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</p> <p>住民又は旅客</p> <p>運輸局</p> <p>事業者の運転者組織</p> <p>現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等</p> <p>学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者</p>	<p>少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者</p> <p>※分科会等を地域ごとに組織することも可</p>